

国民の資産形成に関する金融経済教育の 推進について

岳野 万里夫
吉沢 拓央

○岳野 日本証券業協会副会長の岳野でございます

す。本日は、私どもにこのような発表の機会を与えていただきました日本証券経済研究所の森本理事長以下の皆様に御礼を申し上げます。また、お忙しい中、会場、オンラインとも多数の皆様に参加いただきまして、大変光栄に存じます。

日本証券業協会では、証券業の健全な発展と投資者の保護、あるいは金商法の目的である国民経済の適切な運営と投資者の保護に向けた様々な調査研究活動、あるいは政策提言を行ってまいりまして、これまでも何回かそういった取り組みの一

端をこの場で御紹介させていただきました。

金融経済教育推進機構の設立にあたりましては、本協会は他人事ではなく当事者の一人として取り組んでまいりましたので、今回はそういった面もあわせて御報告し、皆様方から忌憚のない御意見や御指摘をいただければと存じます。

本日御説明する内容は、一、そもそも金融リテラシーとは何か、といったところから、二、金融経済教育に関する国際的な動向として、特にリーマンショック前後からのOECDを中心とした動き、三、日本における金融経済教育として、ここ

図表 1

本日ご説明する内容

1. 金融リテラシー

- (1) 金融リテラシーとは
- (2) 金融リテラシーと投資行動
(金融広報中央委員会調査)
- (3) 個人投資家の金融リテラシーの現状
(日証協「個人投資家調査」)
- (4) 国民の証券投資の実態と意識
(日証協「全国調査」)

2. 金融経済教育に関する国際的な動向

- ・ OECD/INFE「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」公表(2012年6月)
- ・ ファイナンシャル・ウェルビーイングの実現へ

3. 日本における金融経済教育の位置付け

- (1) 金融リテラシーの必要性の高まり
- (2) 金融リテラシーマップの作成等(2012~15年頃)
- (3) NISAの普及と金融リテラシー向上の一体的推進
(2013年1月「日本経済再生に向けた緊急経済対策」)

4. 金融経済教育の実施状況

- (1) 金融広報中央委員会による業態横断的な取組み
- (2) 日本証券業協会の金融経済教育活動
- (3) 証券会社による金融経済教育活動

5. これまでに見えている課題

- (1) NISAと金融リテラシーに関する学術研究
- (2) NISA口座を開設しない理由について
- (3) 金融経済教育を受ける機会が国民に十分届いていないこと

6. 資産所得倍増プラン

- (1) 資産所得倍増プランの策定に向けた政府の方針
- (2) 資産所得倍増プラン(2022年11月25日取りまとめ)

7. 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の概要

(2023年11月29日公布)

8. 安定的な資産形成の支援に関する基本方針

(2024年3月15日閣議決定)

9. 金融経済教育推進機構(J-FLEC)の設立

(2024年4月5日、本格稼働8月)

10. 今後の課題

一〇年ほど日本はどういう動きをしてきたのか、四、金融広報中央委員会や本協会の金融経済教育の取り組みの実情、五、これまでに見えてきている課題、六、政府の資産所得倍増プランの動き、七、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、八、今年三月に閣議決定された安定的な資産形成の支援に関する基本方針、九、金融経済教育推進機構(J-FLEC)です。これらについて吉沢次長から資料に基づいて御説明を申し上げ、最後に、一〇、今後の課題について、私から簡単に整理して御報告申し上げたいと思います(図表1)。

一、金融リテラシーの概要及び
調査結果

○吉沢 金融・証券教育支援本部の吉沢でございます

ます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、(一)として「金融リテラシー」の定義について触れたいと思います。「金融リテラシーの向上」などとよく使われますが、海外、日本、それぞれでどういった定義がなされているかを確認して、金融リテラシーが高い人はどういう人なのか、どういう投資行動をとるのかといったことを、調査結果を踏まえて御紹介します。

OECD（経済協力開発機構）では、「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（二〇一二年六月）」において、金融リテラシーを「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の幸福（ファイナンシャル・ウェルビーイング）を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」と定義しています。

日本の金融広報中央委員会が作成した「金融リ

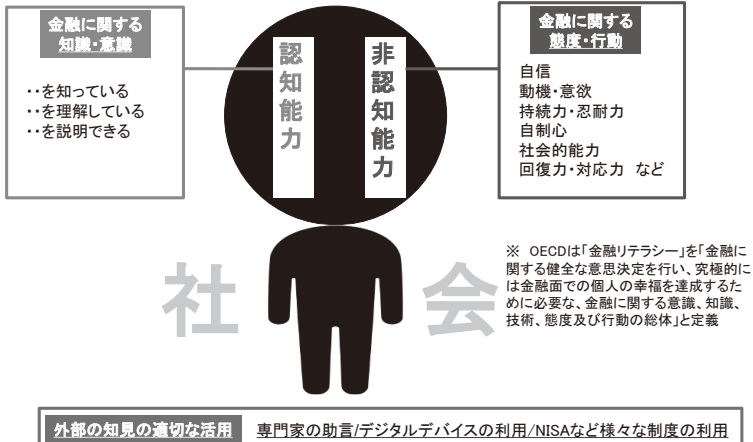
テラシー・マップ」は、生活のスキルとして、生涯のどの段階で何を学ぶかを体系的に整理したもので、それを一般の方でも簡単に理解できるように全体像を概観することができるといえます。そこでは、最低限身につけるべき金融リテラシーの内容を、金融に関する意識や知識などのいわゆる「認知能力」と、態度や行動などのいわゆる「非認知能力」とに分けて整理されており、さらに外部の知見の適切な活用として、相談しアドバイスを求められる中立的な機関・専門家等を把握し、的確に行動できることを重視すると定めています。

このイメージ図は、名古屋学院大学の上山仁恵先生、千葉商科大学の伊藤宏一先生の分析をもとに、個人が備えるに望ましい金融リテラシーをイメージしたものです（図表2）。

〇〇を知っている、理解している、説明できる

図表 2

1 (1) ①個人が備えるに望ましい金融リテラシー(イメージ)



〔出所〕 上山仁恵・名古屋学院大学教授「NISAの証券市場参入効果：金融リテラシーの影響分析」、伊藤宏一・千葉商科大学教授「OECD教育2030と3つの金融能力」2021年度生活経済学会報告資料を基に日証協作成

という知識や意識が、いわゆる認知能力が備わっている状態です。自信がある、動機・意欲がある、持続力・忍耐力があるといった態度・行動が、非認知能力（コンピテンシー）が備わっている状態。また、専門家の助言、デジタルデバイスの利用、NISAなど様々な制度の利用ができる能力、外部の知見を活用できる能力（ケーパビリティ）が備わっている状態。これらをまとめて金融リテラシーだろうというものです。

なお、学校教育の中では、深い学び、対話的な学び、主体的な学びが必要だとされておりまして、これらの知識をつけるだけでなく、自信を持つこと、意欲を持つて取り組むことが重要で、そうした非認知能力（コンピテンシー）が鍛えられる、醸成が図られるような仕組みになっています。

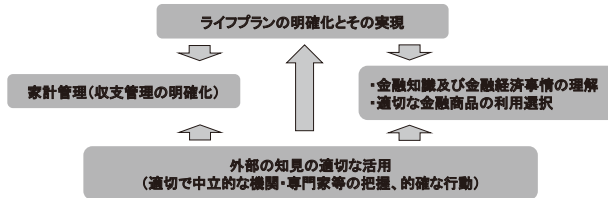
先ほど御紹介のとおり、「金融リテラシー・

図表3

1(1)② 金融リテラシーマップ(金融経済教育推進会議)

▼金融リテラシー・マップ「最低限身に付けるべき金融リテラシー」 ⇒ 認知能力(頭で理解するもの)に加えて非認知能力(態度や行動)まで網羅されている	
1. 家計管理	家計を主として支える立場から家計簿などで収入支出や資産負債を把握管理し、必要に応じ収支の改善、資産負債のバランス改善を行える
2. 生活設計	環境変化等を踏まえ、必要に応じライフプランや資金計画、保有資産の見直しを検討しつつ、自分の老後を展望したライフプランの実現に向け 着実に取り組んでいる
3. 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、 適切な対応を行うことができる
4. 外部の知見の適切な活用	金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容や、相談アドバイスを求められる 適切で中立的な機関・専門家等を把握し、的確に行動できる

金融リテラシー4要素の関係



〔出所〕 伊藤宏一・千葉商科大学教授「『金融リテラシー調査』に見る－日本の金融リテラシーの現状と金融教育推進法の必要性」を基に日証協作成

マップ」では、知識と態度・行動、いわゆるコンピテンシーまでも身につけるべきとされています(図表3)。

例えば、一「家計管理」では、家計を主として支える立場から、家計簿などで収入支出や資産負債を把握、管理し、必要に応じて収支の改善、資産負債のバランス改善を行える。

二「生活設計」では、自分の老後を展望したライフプランの実現に向けて着実に取り組んでいる。

三「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」では、金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる。

さらに、四「外部の知見の適切な活用」では、金融商品の利用の是非を自ら判断する上で必要と

なる情報の内容や、相談しアドバイスを求められる適切で中立的な機関・専門家等を把握し、的確に行動できる。

こういったことが、一般社会人などにおいて最低限、身につけるべき金融リテラシーなのだと思います。本協会が行うセミナーでは、未来にわたってより楽しい人生を送るためには、家計の管理から始まってライフプランを立てること、それを踏まえたマネープランを立てること、選択肢として証券投資や税制優遇制度があると説明しますが、その源は「金融リテラシー・マップ」にあるわけです。

先ほど「金融リテラシー・マップ」は全体像を概観することができるイメージ資料と申しましたが、縦に四分野、横は、小学生、中学生、高校生、大学生、若年社会人、一般社会人、高齢者というカテゴリーが設けられており、それぞれでど

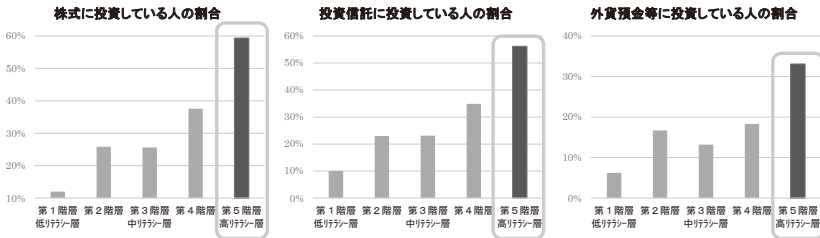
のようなことを身につけるべきかが整理されています。

続いて(二)として、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」(二〇二二年)です。こちらは、金融リテラシーの高低と投資行動との間にごのような関連があるのかを見たもので、個人の金融リテラシー、ここではお金の知識・判断力の現状を把握することを目的に、一八歳から七九歳の三万人を対象にしたアンケート調査が行われました。設問は、家計管理、生活設計から資産形成、保険、ローンクレジットといった「金融リテラシー・マップ」の分野に基づいて構成されており、結果の概要としては、金融教育を受けた人のほうが正答率が高い、正答率が高い人ほど株式、投資信託等に投資している傾向が強いとなっています。

具体的な調査結果としまして、金融知識等の階

図表4

1(2)① 金融知識等の階層別の投資行動



- 金融知識等の階層別に投資行動をみると、正答率が高い人ほど株式、投資信託、外貨預金等に投資している傾向が強い。
- 最も正答率が高い第5階層の人では、株式に投資している人の割合が59.4%、投資信託に投資している人の割合が56.2%、外貨預金等に投資している人の割合が33.1%と、低リテラシー層等と比べるとかなり多くの人が投資を行っていることがわかる。

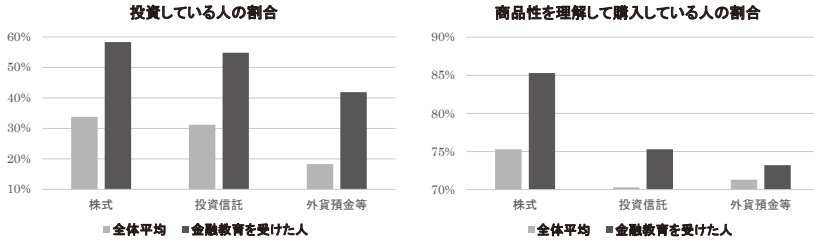
〔出所〕 金融広報中央委員会 「金融リテラシー調査2022年」の結果を基に日証協作成

層を質問の正解数で第一階層から第五階層に区分した上で投資行動を見ると、正答率が高い人ほど株式、投資信託、外貨預金等に投資している傾向が強くなっています。また、最も正答率が高い第五階層の人では、株式に投資している人の割合が五九・四%、投資信託に投資している人の割合が五六・二%と、低リテラシー層などと比べるとかなり多くの人が投資を行っていることがわかります（図表4）。

金融知識等の階層別分析では、金融教育を受けたと認識している人は高リテラシー層に多く、逆に金融教育を受けていない人は低リテラシー層に多いことがわかります。また、正答率が高い、高リテラシー層の行動・考え方を見ると、老後の資金計画、マネープランをしっかりと行っている、損失回避傾向が弱めで、投資などでリスクをとることをいとわない、金融トラブルに遭いにくいと

図表5

1(2)③ 金融教育と投資行動



- 生活設計や家計管理などの「金融教育を受けた」と認識している人は、投資を行う人が多く、かつ商品性を理解したうえで株式等を購入している。
- 金融教育を受けた人で株式に投資をしている人の割合は58.3%、投資信託に投資をしている人の割合は54.8%、外貨預金等に投資をしている人の割合は41.9%と、いずれも全体平均を20%ポイント以上上回っており、金融教育の有無によって投資行動が大きく異なることを示している。

〔出所〕 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」の結果を基に日証協作成

いった特徴が見られます。

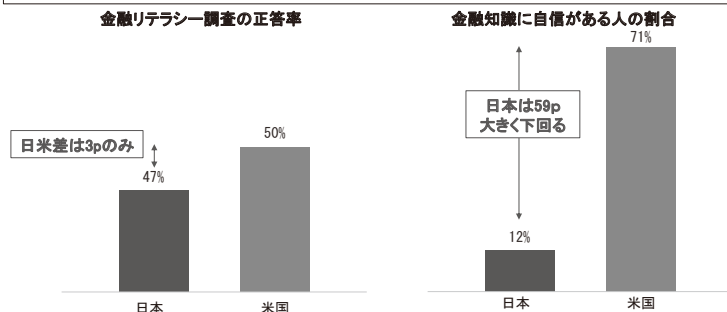
金融教育と投資行動について見ると、生活設計や家計管理などの金融教育を受けたと認識している人は、株式、投資信託など投資を行う人が多く、かつ商品性を理解した上でこれらを購入していることが窺えます。金融教育を受けた人で株式に投資している人の割合は五八・三%、投資信託に投資している人の割合は五四・八%。いずれも全体平均を二〇%ポイント以上、上回っており、金融教育の有無によって投資行動が大きく異なることを示しています。投資行動に至るかどうかという点で、生活設計を立てること、家計管理を行うこと、その重要性を伝える教育が必要であるということが明白になっています(図表5)。

続いて、日米の金融知識と、金融知識の自己評価に関する状況です。金融リテラシー調査の正答率を比較すると、日本の正答率四七%に対して米

図表6

1(2)④<日米>金融知識と、金融知識の自己評価に関する状況—金融リテラシー調査の結果

- 金融リテラシー調査の正答率を比較すると、日本の正答率47%に対して米国は50%と、米国が上回っているものの、その差は大きくない。
- しかしながら、金融知識に自信がある人の割合は日本が12%に対して米国が71%と、大きく引き離されている。
- 日本人は金融知識に比べ、金融知識の自己評価が低いことが特徴。



(注1) 海外との比較に当たっては、教育制度、金融商品や金融サービス、税制など制度的枠組みに違いがあるため、幅を持ってみる必要がある。

(注2) 米国調査は、FINRA（18歳以上）の設問。金融知識に関する自己評価、金融資産・負債の現状への満足度については、中立的評価（どちらともいえない、平均的）よりも良い評価の合計値を記載。

〔出所〕 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」

国は五〇％です。米国が上回ってはいますが、その差は大きくありません。一方で、金融知識に自信がある人、いわゆるコンピテンシーがある人の割合は、日本が一二％に対して米国は七一％と大きく引き離されています（図表6）。それぞれの国民性なのか、控え目と言われる日本人の性格が表れています。もしかすると、このような差が日米の個人の投資行動の差にも表れているかもしれません。

次に（三）として、本協会が毎年実施している、個人投資家の金融リテラシーの現状（「個人投資家調査」、二〇二二年）を御紹介します。こちらの調査対象は、二〇歳以上の証券保有者で、標本数は五〇〇〇です。

まず、「金融に関する知識と投資方針」では、株式、投資信託とも、金融知識が高いほど「概ね長期保有だが、ある程度値上がり益があれば売却

する」と回答する傾向が高くなっていて、反対に金融に関する知識が低いほど「特に決めていない」の割合が高くなりました。このような層は、周りの雰囲気流される、人に言われたからといったことで行動しがちになるといえることが考えられ、成功しても失敗しても、その原因や要因がわからないおそれがあります。自身で判断ができるようになるためにも、金融経済教育が重要と考えられます。

もう一つ（四）として、本協会が実施している調査として、三年に一度、国民の証券保有実態や証券投資に対する意識等を把握する、「証券投資に関する全国調査」（二〇二一年）を見てまいります。こちらの調査対象は、二〇歳以上の個人で、標本数は七〇〇〇です。

結果としましては、有価証券を保有する個人の割合は一九・六％で全体の約二割にすぎず、約八

割、八〇〇〇万人の投資未経験者は、配当所得などを通じた所得の分配を受けられていない状況です。二〇〇三年の調査までは世帯の特性で見ているのを、時代の変化に応じて個人の特性で見よう、調査目的を変えたことを申し添えます。

証券投資が必要とは思わない個人の割合に関する結果としては、金融資産を増やすために証券投資が必要と思わない人は約七割となっています。その理由として、「金融や投資に関する知識を持っていない」が三〇％、「特に理由はない」が二五％となっていて、こうした方々には投資教育を受けられる機会を提供する必要があるのではないかと考えられます。他の回答では、「損する可能性がある」が四三％、「ギャンブルのようなもの」が二八％あり、こういった方々には、リスクを抑えるための基本である長期・積立・分散投資に対する理解が浸透していないのかなと思います

図表7

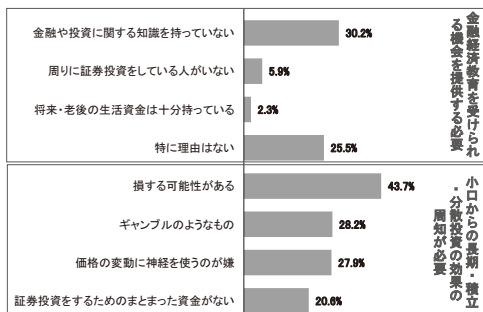
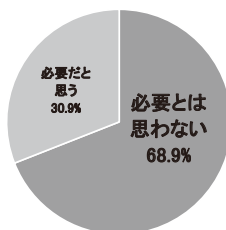
1(4)② 証券投資が必要とは思わない個人の割合

➢ 金融資産を増やすために証券投資が必要とは思わない人は約7割存在している。しかし、その理由は「知識がない」、「ギャンブルのようなもの」、「特に理由はない」等であった。
 ⇒金融経済教育(特に、小口からの長期・積立・分散投資の効果)を受けられる機会を提供する必要。

日本証券業協会「証券投資に関する全国調査(2021年度)」

あなたは、金融資産を増やすために、証券投資(株式・投資信託・公社債への投資)が必要だと思いますか。
 (n=7,000)

必要と思わない理由は何ですか。
 (複数回答・一部抜粋) (n=4,825)



(出所) 日本証券業協会

(図表7)。

御紹介のように、教育と金融リテラシーと投資行動には関係性が認められていますので、資産所得の分配を受けられていない、機会損失を被っている状態を解消するためにも、金融経済教育の機会提供は必要だと言えます。機会を設けてしっかりと説明し、理解してもらうことで、マインドの変化が生まれるのではないかと思っています。

証券投資を行わない理由については、金融庁の調査(「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」、二〇二一年)でも分析されており、第一位は「余裕資金がないから」が五六・七%、第二位「資産運用に関する知識がないから」が四〇・四%と同じような結果になっています。また、先にご紹介した金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」(二〇二二年)では、「生活設計や家計管理等の『金融教育』は、学校で行うべき

と思いますか」という問に対し、「行うべき」と回答した者は七一・八%と、教育を求める声が大きいことがわかります。

先ほどの「証券投資に関する全国調査」(二〇二一年)では、「長期投資・積立投資・分散投資がリスクを減らすのに有効と認知している」は一四・八%、「聞いたことがあるが詳しくは知らない」は二五・五%で、合計四割が長期投資や分散投資等のリスク抑制効果を認識しています。長期・積立・分散の効果はきちんと理解した上で、その後の判断、行動につなげるべきでありますし、そういう意味でも正しい知識の普及はまだまだ不足している状態なのではないかと思えます。

二、金融経済教育に関する

国際的な動向

OECDは、二〇〇五年に金融教育を定義し、「金融商品、概念及びリスクに関する理解を深め、(金融に関する)リスクと取引・収益機会を認識し、情報に基づく意思決定を行い、効果的な行動をとるための技術と自信を身につけるプロセス」としています。

また、リーマンショック後の二〇一二年六月にOECD/INFE(OECDが組成した金融教育に関する国際ネットワーク)で作成、公表された「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」では、金融危機を受けた金融教育の必要性や、金融教育のための国家戦略の重要性が提唱されています。

ご承知のとおりサブプライムローン問題が顕在化した際には世界的規模で金融市場の混乱が見られました。この反省として、金融リテラシーが低いことが問題だ、それが金融危機の影響を深刻化させたと言われるようになりました。金融教育により個人の金融行動が改善され、健全・公正な金融市場が生まれるというロジックです。

米国では、二〇〇三年にF L E C（金融リテラシー教育委員会）という国家機関が設立され、金融リテラシー向上のための国家戦略を策定するなどの役割を果たしています。

英国は、二〇〇三年に金融監督機関であるF S Aが公衆の金融に関する理解不足や自信のなさ等问题視し、金融教育と適切な情報、一般的なアドバイスの提供を達成する戦略作成に着手することを宣言。その後、二〇〇六年に金融能力国家戦略を公表しています。こちらも米国と同じく国家戦

略です。

二〇一〇年代の中ごろになると、この国家戦略は消費者金融教育を主導する独立機関であるM A S（Money Advice Service）が引き継いだ形で、二〇一五年に新たな国家戦略の公表に至っています。

二〇一〇年代後半は、二〇一九年四月から同年六月にかけて、新たな団体、M a P S（Money and Pensions service）として出発します。

英国では、金融・年金関連の情報・ガイダンス・アドバイスの提供を担う公共機関、M a P Sが、二〇二〇年一月にファイナンシャル・ウェルビーイングの国家戦略を策定しました。F S Aから始まって幾つかの独立機関による先導、活動を経て、現在のM a P Sという形に落ち着いています。M a P Sは、全ての国民が生涯を通じて金融や年金に関する正しい判断に必要な情報にアクセ

スでできることを保証することなどをミッションとして掲げており、様々な資源を動員できる体制を構築している中心的な役割を担う機関です。

また、MaPSは、①年金ガイダンス機能、②債務アドバイス機能、③マネー・ガイダンス機能、④消費者保護機能と⑤国家戦略機能を担うとされています。この国家戦略では、重要テーマとして「金融の基礎」、「貯蓄する国民」、「融資の活用と管理」、「債務アドバイスの強化」、「未来志向」を掲げ、達成すべき事項や対象者の属性、数値目標を提示するとされています。

なお、ファイナンシャル・ウェルビーイングについては、「お金について安心しており、管理できている」、「自信があり能力がある」という定義がなされています。

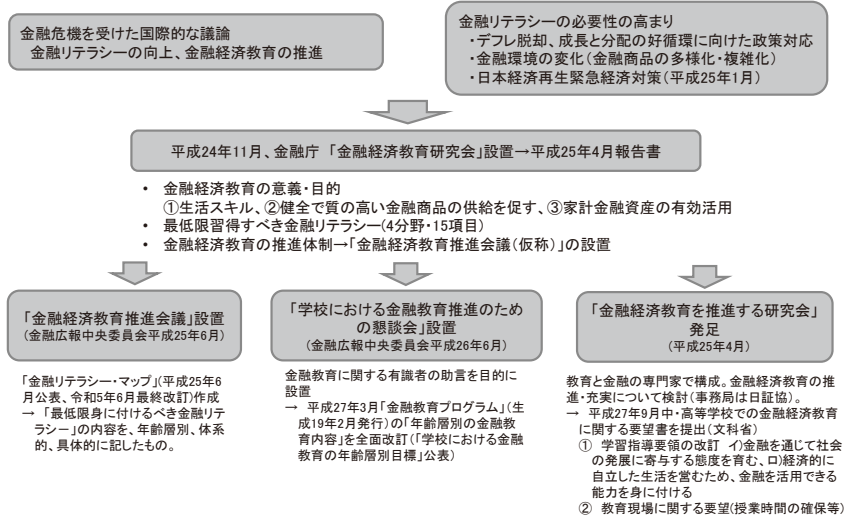
三、日本における金融経済教育の位置付け

一〇年以上前、第二次安倍政権が発足したところ課題とされていた、デフレ脱却、資産形成と成長資金の供給の両立へ向けた政策対応の必要性などは、資産所得倍増プランの原型とも言えます。

当時の金融環境の変化として、金融商品の多様化・複雑化、金融をめぐるトラブルの増加、確定拠出年金制度の普及、NISAのスタートなどが挙げられます。それまで、悪い言い方をすれば、放っておいてもある程度のお金が入ってくるという時代から、個人の資産形成において自らの判断、責任が求められる時代、何もしないと恩恵を受けられない時代になりました。自らの判断のためには、知識や行動力といった金融リテラシーが

図表8

3(2)金融リテラシーマップの作成等(2012(平成24)～2015(平成27)年頃)



求められる時代です。

二〇一三年一月の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を振り返ると、「我が国の巨額の金融資産からの成長分野への資金供給と安定的な資産形成の両立を図るとともに(中略)市場の利便性向上・国際競争力の向上等を通じた金融資本市場の活性化等に取り組み」、さらに「金融経済教育の推進」、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版ISAの拡充及び金融所得課税の一体化」といった言葉が入っています。このデフレ脱却、資産形成、成長資金供給、金融リテラシーというのは、長年にわたりセットになって使われてきました。(図表8)は、二〇一二年から二〇一五年ごろの「(二)金融リテラシー・マップ」の作成等に関する流れです。金融危機を受けた国際的な議

論、金融リテラシーの必要性の高まりはこれまで
の御説明のとおりですが、国内外ではそれぞれの
事情があり、我が国では平成二四年一月、金融
庁に日本の金融経済教育の今後のあり方について
検討を行う「金融経済教育研究会」が設置され、
数度にわたる会合を経て、翌平成二五年四月に報
告書が取りまとめられました。

その中では、金融経済教育の意義・目的とし
て、①生活スキル、②健全で質の高い金融商品の
供給を促す、③家計金融資産の有効活用が示され
ています。一つ目の生活スキルについては、生活
設計を習慣化し、金融商品に関する知識、判断力
をしっかりと持って生活する力を向上すべきとい
う考えです。

二点目の健全で質の高い金融商品の供給を促す
ことは、金融商品の仕組み、リスクが複雑化して
いる中、金融機関等の販売サイドへの規制には限

界があるので、利用者サイドの金融リテラシーの
向上によって、選別の目や要求水準が上がってく
れば、結果としてよい金融商品が普及するだろう
ということですが、

三点目の家計金融資産の有効活用は字のごとく
ですが、投資は投資対象や時期を分散させると中
長期的に安定的なリターンを得られるとされてい
るところ、家計金融資産の過半が現預金の状態で
あって、その背景の一つは分散投資や長期投資の
メリットについての理解が十分でないというこ
と。金融経済教育を行う意義は、これらの問題点
を解消することにあるとされたわけです。

さらに、金融経済教育を推進する体制として、
「金融経済教育推進会議（仮称）」を設置すべきと
されました。この報告を受け金融広報中央委員会
が事務局を務める金融経済教育推進会議が平成二
五年六月に設置され、「金融リテラシー・マッ

プ」が公表されます。

また、金融広報中央委員会に「学校における金融教育推進のための懇談会」が平成二六年六月に設置されました。ここでは、学校教育に向けた「金融教育プログラム」が取りまとめられました。

そして、「金融経済教育を推進する研究会」が平成二五年四月に発足します。この研究会は本協会が事務局を務めますが、子どもたちが経済の仕事を理解し、合理的な判断に基づく意思決定ができるよう支援などを行っています。

続いて、(三) N I S Aの普及と金融リテラシー向上の一体的推進、二〇一四年(平成二六年)からの動きをご紹介します。

「日本再興戦略改訂二〇一四」では、「豊富な個人金融資産が成長マネーに向かう循環を確立するため、N I S Aの普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経

済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る」と、N I S Aの普及と金融リテラシーの向上は一体のものとされています。そして、二〇一八年につみたてN I S Aが始まった際、それ以降もN I S A制度の普及と一体的に金融リテラシー向上のための施策を行っていくなどとされています。

成長戦略フォローアップ(二〇一九)では、「国民一人一人が安定的な資産形成を実現するため、教育現場を含む関係者と連携しながら、金融リテラシー向上に向けた取組を進めるとともに、N I S A制度の普及及びその改善に向けた検討を行う。特につみたてN I S Aについては、長期・積立・分散投資の定着及び投資経験を通じた金融リテラシー向上にも資することから、積極的に普及を推し進めていく」とされています。二〇二〇年の成長戦略フォローアップを見ても、これまでと同じことが言われています。

四、金融経済教育の実施状況

まず、(一)金融広報中央委員会による業態横断的な取組みについてです。

現行の金融経済教育の制度的枠組みは、消費者教育推進法において、金融経済教育は消費者教育の中に位置づけがされています。金融商品・サービスも、消費者が選択、契約、購入するものの一種であるため、重なりがあるということかと思えます。消費者基本計画工程表では、「各個人が生涯にわたり、そのニーズに見合う金融サービスを適切に選択できるよう、金融経済教育推進会議を通じて、業態横断的に取組を進める」とされています。なお、消費者教育推進法では、第八条に財政上の措置があり、第九条では基本方針、国・地方には努力義務、事業者・事業者団体にも努力義務

が規定されています。後ほどご紹介する「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」の改正に関し、金融経済教育の推進に係る条文構成の原型は消費者教育推進法であると言えます。

日本銀行情報サービス局が事務局を務める金融広報中央委員会は、都道府県金融広報委員会につながっていて、これらが金融庁、文部科学省、消費者庁、地方自治体と相互に連携しています。

また、金融広報中央委員会が運営する金融経済教育推進会議では、金融リテラシーに関するeラーニング講座「マネビタ」を開講しています。対象は、主として大学生・若手社会人です。金融リテラシーに関する基本的な事項を網羅した六分野・一六テーマで、一回の講義は一〇分から一五分程度で構成されています。「マネビタ」の中で、本協会は、「お金を増やす」分野の「資産運

用（始める前に）、「投資リスクの管理（リスクの軽減）」、「NISA・確定拠出年金」を、東京証券取引所、投資信託協会、金融庁、厚生労働省とともに提供しています。

このほかの分野では、「ライフプランを描く」を日本FP協会、「お金を借りる」を全国銀行協会、「リスクに備える」を生命保険文化センターと日本損害保険協会、といった形でそれぞれ参画しており、複数の団体や省庁が一体となって、主に大学生、若手社会人向けに教育を提供する場になつていきます。

さらに、関係者が連携して一体となった金融経済教育の機会提供の場として、大学生向けの出前講座も実施しています。こちらも「マネビタ」と同じように「金融リテラシー・マップ」を踏まえ、続きままして、(二) 本協会の金融経済教育活動

を御説明します。本協会の活動は、金融商品取引法に根拠があります。金融商品取引法第七七条の四、「認可協会による普及活動等」として「認可協会は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護の促進に努めなければならない」とされています。また、本協会の定款第七条では「業務」を定めており、第一項第一三号で「金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を図ること」としています。

社会人向けの具体的な活動ですが、まず、ウェブコンテンツは、ウェブサイト「投資の時間」を提供しています。一年で三五四万人のユニークユーザーを抱えるに至っています。

セミナー開催では、投資未経験者、初心者向けの証券知識の普及啓発を図るため、証券投資を初

歩から学ぶことができる「はじめての資産運用講座」など各種セミナー、また子どもとその保護者を対象とした親子向けセミナーなども行っています。セミナーの中には、「連携事業によるセミナー等」とありますが、全国銀行協会、東京商工会議所、経済広報センターと協力して、「学校の先生のための家計管理・資産形成セミナー」や、職域をターゲットに従業員のファイナンシャル・ウエルネスを支援する取り組みの必要性をテーマとしたセミナーなどを実施しています。

講師派遣では、官公庁、民間企業、公民館、図書館など、声をかけていただいたところに出向く、もしくはオンラインで講義を行っています。その他、冊子の制作・提供も行っています。

次に学校向けの事業です。体験型副教材等の制作・提供として、株式会社制度、直接金融、投資の意義、金融商品の特徴、資産形成などの内容に

ついて、学習の効果を高めるため、生徒が体験的に学んだり、動画を見たり、自分の考えをまとめたりすることができる副教材を無償で提供しています。

教員・学校向けの情報発信としては、先生向けのセミナーやウェブサイトを「金融経済ナビ」において、授業で使える短編動画の公開などを行っています。学校向け講師派遣では、文部科学省が推進する土曜学習応援団運動に賛同する形で全国の小中高の土曜授業などに講師派遣を行っています。

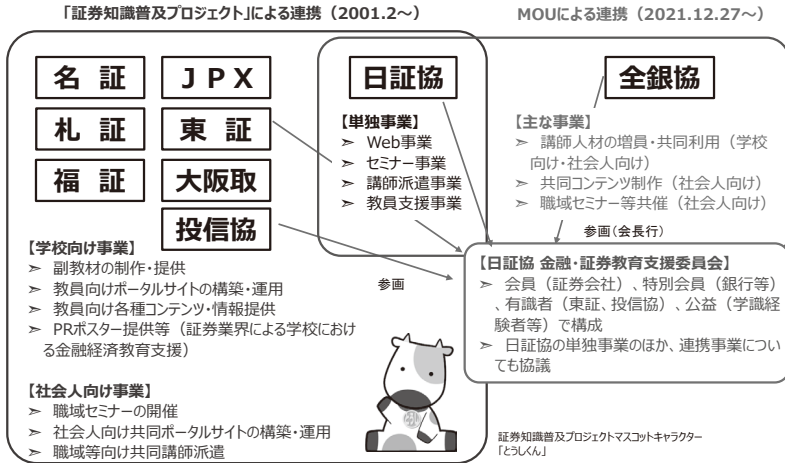
支援・連携では、先ほどご紹介しました金融経済教育を推進する研究会の事務局として協力などを行っています。

このように、本協会単独で行う活動もあれば、他団体と連携して行っているものもあります。ここでいう連携とは証券知識普及プロジェクトのこ

図表9

4(2) ③他団体との連携による金融経済教育の取組み(概要)

資産形成教育の取組みは、各金融団体が単独で実施しているほか、団体間で連携して実施



とで、本協会のほかに各取引所（日本取引所グループ、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所）及び投資信託協会がメンバーになっており、学校向け事業、社会人向け事業を連携して行っています（図表9）。

また、全国銀行協会との間でも、講師人材の共同利用などの連携を行っています。こちらの連携にしましては、金融リテラシーの向上は大事であるものの教育を受けたという人はわずかしかないという問題意識が原点となり、二〇二一年一月にMOUを結びました。内容は、金融経済教育における講師人材の共同プールの運営、講師の質の管理・向上、共同コンテンツの活用、共催セミナーの実施となっています（図表10）。

金融広報中央委員会の公表資料によれば、金融経済教育推進会議関係団体として、本協会のほ

図表10

4(2) ④全国銀行協会との連携(MOU)

MOUの締結(2021年12月27日)

社会背景・課題

- 我が国が超高齢社会を迎えた中、多様化するライフプランに応じた生活資金の確保に向け、**個々人が安定的な貯蓄や資産形成に取り組むために**、若いうちから「生活スキル」としての**金融リテラシーを向上させていく必要がある**。一方で、資産形成の教育を受けたことがあると明確に答えた人の割合はわずか6.4%に留まる。
- **成年年齢引下げ**(2022年4月)、**金融教育に関する記載が拡充した新学習指導要領の開始**(中学は2021年4月、高校は2022年4月から)など、若年層を取り巻く環境が変化している。

日証協・全銀協でMOU締結
～2021年12月27日～

連携・協力事項、活動状況

- **金融経済教育における講師人材の共同プールの運営**
日証協の「金融・証券インストラクター制度」を全銀協にも導入。両協会に登録したインストラクター(2022年12月時点で97名)を共同で活用する体制を構築
- **講師の質の管理・向上**
講義の際に必要な法令、税制改正等の情報、講師として必要な技術に関する情報の提供を継続的に実施
- **共同コンテンツの活用**
 - ・家計管理から資産形成までを網羅した共同コンテンツを、共同セミナーにおいて活用
- **共催セミナーの実施**
 - ・「教員」をターゲットとしたセミナー、「職域」をターゲットとしたセミナーをそれぞれ継続的に実施

か、金融団体の数字を合わせると、例えば講師派遣は五〇〇〇から六〇〇〇回が実施されています。

(三) の証券会社による金融経済教育活動については、本協会が実施したアンケートによれば、日本にある証券会社全体の数字ではないものの、回答のあった一五二社中、二〇二二年度(二〇二二年四月～二〇二三年三月)に教育に関する取り組みを行った会員は六七社で、出張講座は八九九回、六万六〇〇〇人といった数字になっています。

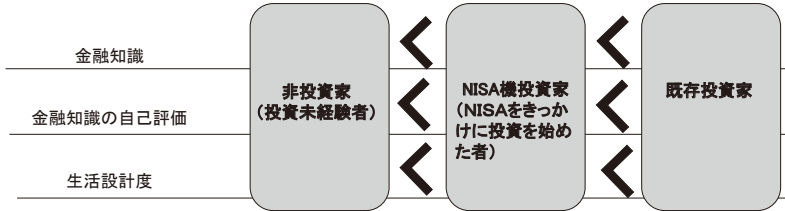
五、これまでに見えている課題

(一) NISAと金融リテラシーに関する学術研究
二〇一四年にスタートしたNISAですが、名古屋学院大学の上山先生がなされた研究(図表

図表11

5(1)② NISAと金融リテラシーに関する実証研究(概念図)

(1) NISAによる証券市場参入効果



(2) NISA口座非稼働の要因分析



〔出所〕 上山仁恵・名古屋学院大学教授「NISAの証券市場参入効果：金融リテラシーの影響分析」に基づき日証協作成

11)によると、NISAをきっかけに投資を始めた者の金融知識は、既存投資家と投資未経験者の中間であって、金融知識の中間層に働きかけたという点で、NISAは投資家の裾野拡大に寄与したと言えるという結論です。家計の安定的な資産形成支援、デフレ脱却、経済成長に必要な成長資金の供給拡大といった観点からNISAの推進が図られたわけですが、NISAは狙い通り投資家の裾野拡大に寄与したと評価されません。

しかし、NISAの口座開設後、実際に買い付けをしていない「非稼働口座」が約三割存在するが、これは金融知識（認知能力）ではなく、金融知識の自己評価や生活設計度の高低（非認知能力）が影響しているという点で、最後の一步を踏み出すにはコンピテンシーが必要だとされています。金融知識の有無はNISA口座を開設するかしないかまでの行動に影響し、その先のNIS

A口座での買い付けには金融知識の自己評価の高さや生活設計度の高さといった非認知能力が影響すると分析されています。少し知識があると口座開設はするのですが、非認知能力（コンピテンシー）がないと買い付けには至らず、自信を持つことや生活設計を考えることが大事だと分析されています。

NISA口座を開設したにもかかわらず一度も利用していない層が、一般NISA、つみたてNISA、それぞれ約三割も存在することがわかっています。これはインパクトのある数字だと思います。これはこの理由を考えたときに、先ほどの上山先生の研究のとおり、口座開設後、実際に買い付けするかどうかは、金融に関する知識ではなくコンピテンシーが影響していると見られます。このことは、実践的な投資教育においても金融経済教育の基本（金融リテラシー・マップの四要素）が

主要であることを示してしています。

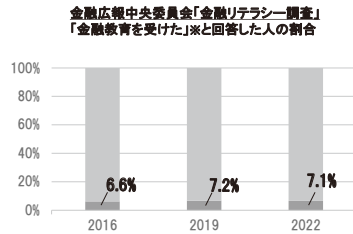
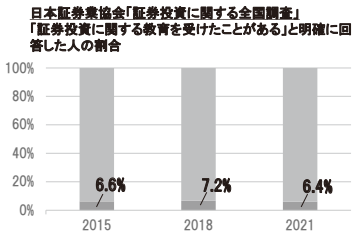
(二) NISA口座を開設していない理由について

本協会と日本取引所グループが二〇二二年六月に行ったアンケート調査（二〇二一年度国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査報告書）で、NISA口座を開設しない理由について聞いてみたところ、最も多かったのは「そもそも投資をする気がないから」、次に「制度が複雑でよく分からないから」となっています。このことは、NISA制度の抜本的拡充を行っても、なお、金融面における個人の幸福（ファイナンシャル・ウェルビーイング）を達成するには、図表7で投資は必要でないとする理由を分析して解説策としてお示しした、金融経済教育による金融リテラシーの向上への取組みが不可欠であることを示しています。

図表12

5(3)金融経済教育を受ける機会が国民に十分届いていないこと

- ▶ 日本証券業協会「証券投資に関する全国調査」の回答者のうち、「証券投資に関する教育を受けたことがある」と明確に回答した人は、2015年6.6%、2018年7.2%、2021年6.4%と、低位にとどまる。
- ▶ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査」の回答者のうち、「金融教育を受けた」と回答した人は、2016年6.6%、2019年7.2%、2022年7.1%と、同じく低水準となっている。



※「在籍した学校、大学、勤務先において、生活設計や家計管理についての授業などの「金融教育」を受けた機会がありましたか」との問いに、「受ける機会があり、自分は受けた」と回答した人

(三) 金融経済教育を受ける機会が国民に十分に届いていない現状

先ほどご紹介した本協会の「証券投資に関する全国調査」では、「証券投資に関する教育を受けたことがある」と明確に回答した人は、二〇一五年、二〇一八年、二〇二一年いずれも七%程度です。さらに、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」で「金融教育を受けた」と回答した人も、二〇一六年、二〇一九年、二〇二二年いずれも七%と、同じような低水準となっています。ともに三年おきに実施した調査で、全く数字が変わっていません(図表12)。このことは、四(金融経済教育の実施状況)でご紹介した関係者による取組みの成果が上がっておらず、金融経済教育の提供体制の抜本的な見直し・拡充が必要であることを示しています。

六、資産所得倍増プラン

(一) 資産所得倍増プランの策定に向けた政府の方針

資産所得倍増プランは二〇二二年一月二五日に取りまとめられました。そこからさかのぼると半年前、同年五月に岸田首相がロンドンでの講演で資産所得倍増プランについて言及され、以降、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針」に、それぞれNISAの抜本的拡充を図る、金融リテラシーの向上に取り組む、これまでもこの二つの一体推進はずっと言われてきましたが、改めて明記されています。

資産所得倍増プランが取りまとめられる前月

(二〇二二年一〇月)の新しい資本主義実現会議

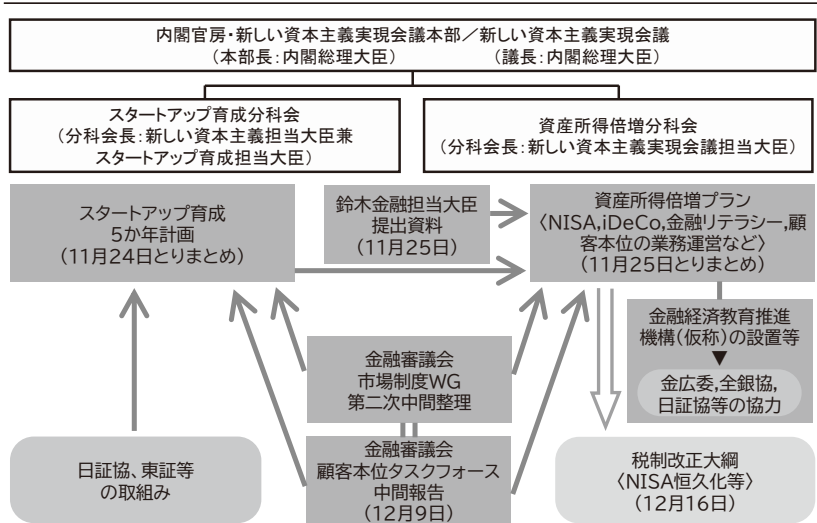
の資料(『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』の実施についての総合経済対策の重点事項(案))においても同様に「NISAの抜本的拡充・恒久化」、「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融教育の充実を図る」などの記載があります。消費者に対して中立的で信頼できる助言者制度という点も、「金融リテラシー・マップ」に記載されている外部の知見の適切な活用と同じような観点と言えます。

なお、二〇二二年一月に取りまとめられた「スタートアップ育成五か年計画」には、スタートアップを資金面から支える国内ベンチャーキャピタルの育成、海外投資家、ベンチャーキャピタルの呼び込みなども含まれていまして、この点と連動しているのが資産所得倍増プランです(図表13)。

こちらは、「資産所得倍増プラン」と「スター

図表13

(参考)「資産所得倍増プラン」「スタートアップ育成5か年計画」等の概要



トアップ育成5か年計画」の概要です。家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え、金融資産所得を増やしていくことが重要です。貯蓄から投資を実現し、直接金融へ転換を推進することは、ベンチャーキャピタルから資金を調達するスタートアップのエコシステムを構築する上でも重要です。中間層がリタインの大きい資産に投資しやすい環境を整備すれば、家計の金融資産所得を拡大。また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業の成長が促進され、企業価値が向上、そして「成長と資産所得の好循環」が実現するといった、基本的な考え方のもとにつくられています。

(二) 資産所得倍増プラン

資産所得倍増プランは、全体として七本の柱があり、教育の部分は第三、第五の柱が関係してい

ます。第五の柱「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」を読み上げます。「安定的な資産形成の重要性の浸透」として、

○金融経済教育を受けたと認識している人は七％に留まる一方、金融経済教育を行うべきと回答した者は七割を上回っており、金融経済教育を求める国民の声は大きい。さらに、資産運用を行わない理由としては、四割の者が「資産運用に関する知識がない」ことを理由として挙げており、こうした層に安定的な資産形成の重要性を浸透させていくため、金融経済教育を届けていくことが重要である。

○また、政府、日銀、各業界団体などの様々な主体が学校や社会人向けに金融経済教育を実施しているが、学校や職場において資産形成に関連する金融経済教育を受ける機会は限定

的であり、担い手についても金融事業者や業界団体が中心であり、受け手に抵抗感が存在している。

○そこで、中立的なアドバイザーの認定に関する事業と併せ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、既述のとおり、新たに令和六年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。その際、日本銀行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得る。

○金融経済教育推進機構（仮称）を中心として、企業による社員への継続教育の充実や地方自治体による金融経済教育の実施と併せ

て、広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催など、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する。

○「金融リテラシー・マップ」の活用や、行動経済学の知見も参考にする。

とされています。

また、「国民への働きかけ」としては、

○NISAの抜本的拡充やiDeCo制度の改革、中立的なアドバイザー制度の創設や金融経済教育の充実を政策的に進める一方で、これまで投資未経験の方（約八〇〇〇万人）に、資産形成に一步踏み出してもらおうための働きかけを行う。

○このため、資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携し

て、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。その際、金融庁が事務局機能を担い、関係省庁の連携を促すとともに施策の調整・フォローアップを行う。また、協議会等の場を設け、広く官民が協力して資産形成に必要な施策の協議・推進にあたる。

○新機構においては、個人が投資機会を身近に感じられるよう、つみたてNISA等の制度に関する情報発信も含め、全世代向けに積極的な広報を展開する。

○なお、機構の設立準備の段階から、協議会等により、国民への働きかけのための活動を、金融事業者等各参加者の適切な役割分担の下で行う。

とされています。

資産形成の重要性を浸透させていくために、金

融経済教育を届ける必要がある、業界団体だけでは限界があるので官民一体となった機関が必要であり、日証協など団体からの協力も得るなどとされました。

資産所得倍増プランが取りまとめられた際に日本証券業協会会長名で発出したコメントにおいて、「第五の柱において、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、令和六年中に、金融経済教育推進機構を設立するとともに、資産形成支援に関連する国家戦略としての『基本的な方針』を策定し、併せて協議会等の場を設け、広く官民が協力して資産形成に必要な施策の協議・推進にあたる、とされたことは極めて重要である」、「加えて、同機構の運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府等に加え、本協会等の民間団体からの協力も得ることとされているが、本協会としては、

こうした要請に対し最大限協力して参る所存である」といった意思表示をいたしました。実際に、本協会は機構の設立にあたり、発起人の一人として出資を行っています。さらに、本協会から機構に対して業務を移管するとともに、資金的・人的なりソースの提供を行っているところです。

七、金融サービスの提供及び 利用環境の整備等に関する

法律の概要

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の改正法は、昨年一月二〇日に成立、同月二十九日に公布されました。概要としては、①資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」の策定、②「金融経済教育推進機構」の創設、③資産形成支援のための

図表14

7. ③ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の概要（日証協作成）

「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産を形成することをいう。（第2条6項）			
政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（基本方針）を定めなければならない（第82条1項）			
国の 努力義務	地方公共 団体の 努力義務	金融経済教育推進機構の設立	事業者の 努力義務
地方公共団体及び民間事業者に対する支援（第83条） 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める	地方公共団体の施策（第84条） 国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状况に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努める	目的（第86条） 適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）の推進 業務（119条） ①金融経済教育 ②国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援 ③金融経済教育の推進に関する調査研究 ④前3号に掲げる業務に附帯する業務 資料の交付の要請等（122条） 機構は、国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる 資金の確保（134条） 国は、金融経済教育の推進を図るために必要な資金の確保に努める	事業者の責務（第85条） その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努める
関係者相互の連携及び協力（第136条）			
1. 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力 2. 国、地方公共団体、機構その他関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努める			

国と地方公共団体・事業者の協力・連携が条文化されています。

主な内容としては、第二条第六項で資産形成が定義されているほか、第八十二条第一項において、政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する基本方針を定めるとされています。また、第八三条、第八四条、第八五条それぞれにおいて、安定的な資産形成の支援に関する国、地方公共団体、事業者の努力義務が設けられています。加えて、第八六条や第一一九条などにおいて、金融経済教育推進機構の設立や、業務について規定されています。（図表14・15）。先ほど御説明のとおり、これらは消費者教育推進法と同じような構成になっています。

図表15

7. ④ 国家戦略としての基本方針の策定等

国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する
基本的な方針（基本方針）の策定（82条①）

資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。（11/25 資産所得倍増プランより）

- 『基本方針』は、国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項について定める。（82条②）
 - ① 基本的な方向
 - ② イ 制度の整備
 - 制度の利用の促進
 - ハ 教育及び広報の推進
 - ニ 調査及び研究
 - ③ 国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力
 - ④ その他重要事項
 - ・ 内閣総理大臣※は、『基本方針』の案を作成し、閣議の決定を求める。（82条③）
 - ・ 内閣総理大臣※は、『基本方針』の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聞くものとする。（82条④）
 - ・ 政府は、適時に、『基本方針』に基づく施策の実施の状況について、評価を行う。（82条⑥）

※内閣総理大臣は、権限を金融庁長官に委任する。（137条）

八、安定的な資産形成の支援に 関する基本方針

先ほどの改正法第八二条第一項の規定に基づき、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が今年三月一五日に閣議決定されました。大まかには、「国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向」、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策」、「国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力」によって構成されています。

「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策」の中には、「新しいNISA」として、「令和九年末時点におけるNISA総口座数を三四〇〇万へ、NISA買付額を五六兆円へ増加させることを目指す」とされています。資産所得倍増プラ

ンに記載されていることが、この基本方針にも盛り込まれています。

このほか、「国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進」として、「株式や投資信託等への投資に伴うリスクを可能な限り軽減しつつ、安定的な資産形成を行うためには、長期・積立・分散投資が有効な選択肢の一つとなる」、「長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発に取り組んでいく」とあります。これだけで確実な損失回避になるわけではないということも留意して、長期・積立・分散の意義を教育するとされています。

さらに、金融経済教育の浸透に関しては、「金融広報中央委員会の『金融リテラシー調査』において、依然として『金融経済教育を受けたと認識している人の割合』が低水準である」、「世代、地域や生活環境等の個人が置かれている状況にかか

わらず、国民の安定的な資産形成に向けた自助努力を支援するためには、将来的には誰一人取り残さず、定期的に金融経済教育を受けられる機会を提供することが重要である」、「まずは令和一〇年度末を目標に『金融経済教育を受けたと認識している人の割合』が米国並みの二〇%となることを目指す」とされています。これは数字だけでなく、質を伴った教育の推進のためにすべての関係者が協力していくことを国が方針として定めたと言えます。

九、金融経済教育推進機構 (JIFLEC) の設立

金融経済教育推進機構は、今年二月五日に発起人会が開催され、四月五日に正式に設立されました。四月二五日には第一回運営委員会、理事長会

見が開かれ、八月の本格稼働に向けた準備が進められている状況です。二月五日の発起人会は、本協会も発起人の一人として登場し、プレスリリースが発出されました。そこでは、「一人ひとりの個人が、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためには、『生活スキル』として金融リテラシーを身に付け、中長期的な視点で生活設計及び家計管理、それを踏まえた資産形成への取組みなどを進めていくことが必要です。発起人は、そのような観点から、様々な金融経済教育活動に取り組んできましたが、これらを一元化したうえ抜本的に強化し、幅広い年齢層に向け、ニーズに応えた金融経済教育の機会を国民一体で全国的に提供することを目指します」、「日本証券業協会は、金融商品取引法第七七条の四に基づき、中立・公正を旨として、社会人及び学校向けに幅広く、金融・証券教育の普及を支援する活動を行ってまい

りました。今後は、これまで取り組んできた金融経済教育活動を本機構に移管し、NISA制度が拡充・恒久化されたことも踏まえつつ、本機構の活動を通じて国民の皆さまの金融リテラシーの向上及び安定的な資産形成が促進されるよう、支援してまいります」という意思表示をしています。

○**岳野** 以上、駆け足ですが、これまでの十数年にわたる我が国の金融経済教育の取組み、あるいは資産形成への取り組み、その背景にあるデフレ脱却、成長と分配の好循環に向けた取組みの流れを御説明してまいりました。国家戦略としての資産形成に関する基本方針の閣議決定や認可法人である金融経済教育推進機構の設立等の動きが突然降って湧いた話ではなく、これまでの長期間の政策対応とその効果を検証しながら逐次発展させてきた流れの延長線上にあることを御理解いただけ

ればと思っております。

この後、残された時間で、私から簡単に金融経済教育推進機構の概要と課題について、問題意識をお話し申し上げたいと思います。

金融経済教育推進機構は、金融広報中央委員会の機能を移管・承継した認可法人として設立され、全国銀行協会、投資信託協会、本協会それぞれの金融経済教育の業務を移管しております。運営体制としては、理事長のほか理事三名と監事一名、運営委員会は非常勤の運営委員八名と常勤の理事長、理事で構成されています。認可法人ですので金融庁を中心とした政府の監督を受け、先ほど御説明した閣議決定された「基本方針」を踏まえて業務を遂行するというたてつけになっております。

金融経済教育推進機構について、概要を御説明します。

愛称はJ-FLECとされております。先ほどの御説明の中で、アメリカのFLECという組織について触れました。これに倣ってJ-FLECとされているようにございます。

資本金は一〇億五〇〇万円ですが、九億五〇〇〇万円近くは当初経費なので、バランスシートでイメージされる資本金は一億円、そのうちの半分の五〇〇〇万円を国、四分の一を日本銀行、全国銀行協会と本協会が八分の一ずつという構成になっております。職員数は七〇名、オフィスの所在地は日本橋室町でございます。

事業概要の、講師派遣事業、イベント・セミナー事業、学校等への支援事業は、これまで本協会あるいは金融広報中央委員会等の団体が行ってきた事業を移管・拡大したものです。

他方、新たな要素として、「J-FLECはじめのマネープラン」無料体験事業及び「J-F

LECはじめての「マネープラン」割引クーポン配布事業という、認定アドバイザーによる個別の相談事業があります。これまで本協会や金融広報中央委員会では、個人と対面で、一対一で相談をするというサービスは提供してきておりません。今回、新たに踏み出す領域でございます。

こういったサービスについては、認定アドバイザーという制度を設けます。認定アドバイザーは、あくまで既存の資格をお持ちの方の中から機構が一定の基準で認定するもので、新たな資格制度を設けるものではありません。従来も、本協会では金融機関に所属していないFPや証券会社ではOB・OGの方を非常勤のインストラクターとして採用していたほか、金融広報中央委員会にも同じようなアドバイザーの方がいるので、こういったものが原型になっております。

講師や講師派遣はこれまで本協会や金融広報中

央委員会が行っていましたが、認定アドバイザーは、J-FLECの外でもその称号を使い認定アドバイザーとして個別に活動することが想定されている点が従来との違いです。

講師派遣（出張授業）、イベント・セミナーの開催は、従来行ってきた金融経済教育ですが、「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験、「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業に踏み出す背景には、個人の金融意識・金融行動の変容をしっかりと目指していくという目標があるようです。ちょうど脱デフレに取り組むとき、日本でも本場に物価が動かない領域があると言われていましたが、資産形成に関しても、投資は必要なのか、金融知識に自信がないとか、個人でどうしても行動変容に至らない分野がありました。個人の金融行動の変容をしっかりと実現していくために、こういったとこ

ろまで踏み切つてやつていこうということのよう
です。

組織構成に戻ります。金融経済教育推進機構は
東京にしかない組織で、地方組織がございませ
ん。四七都道府県の金融広報委員会、各地の銀行
協会、本協会の地区協会、あるいは財務局、財務
事務所といったところが、地方での機構の活動の
支援を行います。全国をブロックに分けて、
ブロック協議会をつくつた上で、金融経済教育の
さらなる普及・促進に向けた課題の共有及び解決
策を議論していくことになっております。

また、金融経済教育の提供として、講師派遣回
数年間二万回、年間参加人数七五万人といったア
ウトプット・アウトカムを定めています。これま
で各団体が行っているものを全部足しても年間五
〇〇〇回だったものを倍の一万回にし、参加人数
も年間約三〇万人と言われたところを七五万人を

目指すとしており、かなり意欲的な内容になつて
います。

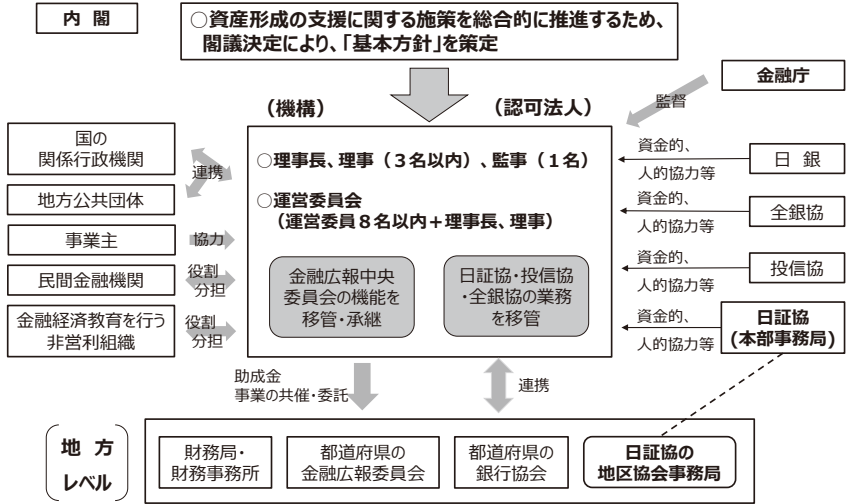
十、今後の課題

金融経済教育推進機構について、日本銀行、全
国銀行協会、投資信託協会、本協会は、自分たち
が直接執行していた金融経済教育活動を移管して
おり、今後は資金的な協力あるいは人的な協力が
中心になってまいります。引き続き、機構の活動
を応援してまいります。出資者としては、本協
会、全国銀行協会、日本銀行になっております
が、実際には投資信託協会も事業を移管し、運営
費に関しては相当の協力をしていくことになりま
す（図表16）。

地方は、基本的には金融広報中央委員会が都道
府県の金融広報委員会に対して助成金を支給して

図表16

金融経済教育推進機構とステークホルダーの連携・役割分担について
(講師作成：討議資料)



活動を支援してきました。その支援元が金融広報中央委員会から金融経済教育推進機構に変わるということで、地方の金融広報委員会との関係をしっかりとしていく、そこで新たな国家戦略に基づいた運営が全国に届けられるように、地方の取り組みを応援していくことが必要と考えております。国の行政機関、地方公共団体と連携する、事業主は協力するという形で、消費者教育推進法と同一ような法的な枠組みが整えられていますので、こういった法律に基づく枠組みが期待通りにワークしていくかがポイントになるかと思えます。

そういう中で、基本方針では、令和一〇年度に金融経済教育を受けたという方が国民の二割に達することを目指すという目標を掲げております。これはかなり意欲的な目標で、単純計算すると年間二五〇万人ぐらいの方が意識を変えないといけ

ません。先ほどの御説明したKPIでも、あくまでできる人が現状の倍以上になっても七五万人なので、まだまだ、機構を中心としつつも国全体としての努力が必要な状況です。機構は公的な立場を利用して、特に職域の教育あるいは学校に対する公的な機関としての信頼から、事業規模を拡大していける可能性は十分あると思っております。

また、民間金融機関との役割分担については、よく誤解されますが、金融経済教育推進機構が設立されたからといって、証券会社や銀行など、個社で行われている金融経済教育活動をやめるとか、それが十分でないといったことでは全くありません。これまでどおり、あるいはより一層、こういう環境のもとで個社としての金融経済教育の取り組みを活発に行っていたことが期待されています。一方で、例えば個社のセミナー等に機構から講師を派遣する、あるいはジョイントセミナー

を行うとか、そういったことも可能になると思います。そういった分野の細目について、検討を重ねています。

さらには、金融経済教育を行う非営利組織も既にございます。金融経済教育推進機構を核として、国としてこれだけ資産形成のための金融経済教育を推進する、政策を総動員して総合的に取り組んでいくという中で、非営利組織の皆様も、より役割あるいは活動を拡大していくことも期待されております。

まだ本格的に立ち上がっていない段階ですので、あまり事細かに今後の課題を申し上げるのも難しいのですが、機構とステークホルダーの連携とか役割分担について私が思うことは、今申し上げたような点です。

私どもからの御説明は終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○森本理事長 岳野さん、吉沢さん、金融経済教育についての包括的な御説明をいただきました。ありがとうございます。それでは、質問、コメントをいただきたいと思います。

○質問者A 金融経済教育が政府ベース、あるいは日本証券業協会も含めて着実に推進される方向にあるということ伺い、非常に心強いと思います。

NISAには非常に大きな役割があるかと思いますが、そのNISAを推進する証券業界の姿勢や動きとして、NISAは小口が多く、しかも買いつ放しであり売らないというのが中心なので、あまり儲けにならないから一部の業者は熱心に取り組まないという話を去年の暮れごろに聞きました。

確かに、数字で見ると、NISAの残高の半分以上が大手のネット証券、しかも二社で占められ

ていて、三大証券を初め既存の証券会社は残り二十何%を分けている。それはあまり儲けにつながらない、あるいは手間がかかってしまうが、新しいNISAが発足して、その辺の動きは何か変化が見られるのか、教えていただければと思います。

○岳野 この種の問題を考えると、いろいろな要素があつて、ポジシヨントークとか言いわけとか、いろいろなものがまざっているので、非常にお答えが難しいと思っております。

NISAに関する実態については、ネット証券の口座が多いということは間違いありません。ただ、ではネット証券がNISAで儲けているかといえ、率先して成長投資枠も手数料ゼロにされていたりするので、NISAで儲かる儲からないということと、口座数というのは、直接関係はな

いのではないかとというのが実態です。

では、なぜネット証券が多いかということですが、先ほどご紹介した上山先生の論文の分析でもありますように、NISAを通じて新たに投資家になった人は、これまで投資家ではなかった人中で相対的にリテラシーの高い人が入ってきています。そういった方が、まずネット証券に口座を開くということは、一つの行動としてはあり得るかなと思います。他方、今後、投資が必要ではないと今思っている七割の人たちの行動変容を促していくかしないと、政府目標の三四〇〇万口座まではいきません。

先ほど御説明したように、NISA口座を開かない理由として、「そもそも投資をする気がない」という方が国民の七割おられる。そういった皆さんのところにNISAを普及させていく、さらには三四〇〇万を超えて、中間層の皆様がNI

SAによる資産形成の機会を享受するということになってくると、お客様の層は非常に多様で、ネット証券だけでなく、既存の大手・準大手あるいは地場証券の対面の皆さんにもチャンスはあるということですよ。

あまり直接のお答えになっていないと思いますが、NISA口座の利用状況に関しては、長い目で顧客層がどのように広がっていくかを見ていくということではないかと思っております。

○質問者B 個々人の努力、民間金融機関や証券会社の努力により、資産形成の必要性について普及活動が進められてきましたが、新しい機構が国の活動との橋渡しになることを期待したいと思えます。特に長寿化が進む中で、年金制度のみで老後の生活を支えることは困難ですし、また、雇用環境が変わり、転職が恒常化し、退職金に頼る環境は変化しているので、その辺から生じるニーズ

を踏まえた活動や調査、働きかけが必要だと思
います。これまでの努力に感謝するとともに、今後
に期待したいと思います。

○**岳野** 今のご指摘は、ライフスタイルが変わっ
てきて、退職金に頼る環境が変化しているとか、
転職が恒常化しているとか、そういった新しい時
代に、国民の皆様にとって様々な年齢層において
資産形成のニーズがあるということです。

ここでイメージされているのはDCかもしれないま
せんが、それに限らず、従来想定していなかった
様々な資産運用、資産形成のニーズが、全国津々
浦々、全ての世代、全ての国民にあり得ます。そ
ういったところにNISA制度、あるいはiDe
CやDCを中心とした資産形成支援制度でサー
ビスを提供していくチャンスが証券業界あるいは
金融業界には大きく広がっていると見ていいので
はないかと思っております。

本協会としては、会員の証券会社の皆様と相談
しながら、こういった国民の資産形成、運用の
ニーズに的確に応えられるよう、誰ひとり取り残
さずカバーできるように頑張っていくのが、私ど
ものミッションではないかと思っております。そ
の際、金融経済教育推進機構とも連携いたします
し、わが国は明治以来初めて、法律に基づき、閣
議決定により国家戦略として資産形成に関する基
本方針を定めていただきましたので、こういう国
策ともよく連携しながら、証券業の健全な発展の
ためにも取り組んでいきたいと考えております。
○**森本理事長** 岳野さん、吉沢さん、大変ありが
とうございました。以上で「資本市場を考える
会」を終わります。(拍手)

(たけの まりお・日本証券業協会 副会長)

（よしざわ たくお・日本証券業協会 金融・証券教育支援本部 上席次長）

（本稿は、令和六年六月三日に開催した講演会での要旨を整理したものであり、文責は当研究所にある。）

国民の資産形成に関する金融経済教育の推進について

岳野 万里夫 氏

御 略 歴

(日本証券業協会 副会長)

2015年7月日本証券業協会専務理事、2019年7月同副会長・専務理事、2023年7月同副会長(現職)。

下記を担当。

- ・投資による資産形成の促進に向けた取組み(NISA等の税制改正要望、金融・証券知識(リテラシー)の普及・啓発活動)、
- ・我が国の金融資本市場の機能・競争力の強化(国際金融センター構想、証券決済システムの整備、デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進)
- ・証券業界のSDGsの達成に向けた取組み(SDGs債等のサステナブルファイナンス推進、会員の働き方改革・ダイバーシティ推進、子供の貧困対策支援、国内外のパートナーシップの強化)、
- ・グローバルな情報発信・連携の拡充(証券サミット、アジア証券人フォーラム(ASF)等)、
- ・その他証券会社及び証券市場の健全な発展を推進する取組み(調査研究、広報、会員交流、BCP対策)

1979年大蔵省(現:財務省)入省後、同省・金融庁等において、マクロ経済分析、財政政策、金融・証券市場制度の企画立案、個別の監督・市場監視等に携わる。

吉沢 拓央 氏

御 略 歴

(日本証券業協会 金融・証券教育支援本部上席次長)

2005年4月日本証券業協会入職。監査部、証券取引等監視委員会(出向)、第二種金融商品取引業協会(出向)等を経て、2022年7月金融・証券教育支援本部上席次長(現職)。